

令和7年度沖縄ライフサイエンス研究センター 入居者支援等業務委託仕様書

1 委託業務の名称

沖縄ライフサイエンス研究センター入居者支援等業務委託

2 目的

本委託業務では、沖縄ライフサイエンス研究センター（以下「センター」という。）の入居者等に対し、育成や研究開発の実用化、事業化を支援することにより、ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、もって県内における科学技術の振興に資するという当センターの設置目的を達成する。

3 委託業務の内容

沖縄の健康バイオ産業の振興・発展に向けた産学官連携拠点形成、ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進する。

（1）入居者の事業化に関する支援

入居者に対し、事業化に関する知財戦略や経営戦略などビジネスプランに関わる重要事項に関する助言やサポートを行う経営支援、公的補助金・助成金の獲得支援や公的融資制度の紹介や地域金融機関の紹介を行う資金調達支援に関するコーディネート等の支援を行い、事業化促進の機会を創出する。

○事業化促進の機会の創出件数

3件以上

（2）広報活動の推進とマッチング機会の提供

県内外の展示会へ出展し、企業、団体へセンター入居者等の周知活動を行い、マッチングの機会を提供する。

○展示会への出展件数

3件以上

（3）その他支援（自由提案）

本仕様書2目的に沿う内容にて入居企業等に対する支援提案し実施すること。

1件以上

4 中間報告及び業務の打ち合わせ

業務受託者は、三ヶ月に1回、進捗状況等を科学技術振興課へ報告する。また、必要に応じて科学技術振興課と業務打ち合わせを実施する。

※進捗状況等の報告には3（1）入居者の事業化に関する支援にて実施した内容を詳細に記載して報告すること。

5 成果品（事業終了時に納品すること）

（1）成果品

- ①成果報告書 1 部
- ②成果報告書の電子ファイル 1 部
- ③関連資料

（2）納入先：沖縄県企画部 科学技術振興課

6 再委託の制限等

（1）一括再委託の禁止等

「契約金額の 50%を超える業務」及び「企画判断、コーディネーター配置などの統轄的かつ根幹的な業務」については、契約の主たる部分として再委託することはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（2）再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、業務受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下の通りとする。

- ・Web サイトの立上げ及び保守、広報等の外注
- ・その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データ入力及び集計）

（3）再委託の承認

契約の一部を再委託しようとするときは、書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、「その他、簡易な業務」を再委託するときはこの限りではない。

7 その他

- （1）事業の実施にあたり、委託者と密接な連携のもと取り組むものとする。
- （2）事業の進捗等を考慮して、委託期間中に必要な見直しを行うことがある。
- （3）本仕様書に記載のない事項及び記載内容の詳細は、委託者と協議の上決定する。
- （4）事業の効果を最大限に発揮するため、センターの指定管理者との円滑な連携に努めること。

以 上